

令和2年3月31日

教職員 各位

国立大学法人奈良教育大学長  
加藤 久雄

### 海外から帰国した教職員の取扱いについて

政府の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の抜本的強化を受け、本学では、3月26日以降に海外から帰国した教職員について、下記のとおり取扱いますのでよろしくお願いいたします。

なお、下記のいずれかに該当する場合は、総務課人事・福祉担当（0742-27-9106 [jinji@nara-edu.ac.jp](mailto:jinji@nara-edu.ac.jp)）までご連絡ください。

1. 入国した日の過去14日以内に『検疫強化対象地域』に滞在歴（検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴）（経路を含む）がある場合、及び『入管法に基づく入国制限対象地域』に滞在歴のある場合は、厚生労働省が求める以下のとおり対応してください。

- 健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないこと
- このため、入国前に、ご自身で入国後に待機する滞在先と、空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保すること
- 入国の際に、検疫官によって、入国後に待機する滞在先と、空港から移動する手段について検疫所に登録いただくこと

なお、出勤できない期間の授業等に関する対応について、教務課及び関係する教員と協議してください。

2. 検疫強化対象地域以外の地域に滞在（経路を含む）して帰国する場合は次のとおり対応してください。

(ア) 帰国後14日間を自宅待機とし、出勤を控えること（特別休暇（有休））。

(イ) 授業等に影響する場合は、教務課及び関係する教員に連絡し、今後の対応を協議すること。

●検疫強化対象地域(※1)・入管法に基づく入国制限対象地域(※2)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_0001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_0001.html#Q1-1)